ニ　要介護四　一月につき三十八回
ホ　要介護五　一月につき三十一回
二　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護　生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注3に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）

○国土交通省告示第六百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成三十年五月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第15号線
三　事業施行期間　自平成三十年五月二日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都墨田区緑二丁目、緑三丁目及び緑四丁目各地内
使用の部分　なし
五　収用の手続きが保留される事業地　東京都墨田区緑二丁目、緑三丁目及び緑四丁目各地内

○国土交通省告示第六百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成三十年五月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第15号線
三　事業施行期間　自平成三十年五月二日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都墨田区両国一丁目、両国二丁目及び両国三丁目各地内
使用の部分　なし
五　収用の手続きが保留される事業地　東京都墨田区両国一丁目、両国二丁目及び両国三丁目各地内

○国土交通省告示第六百三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年四月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5530号	持運び式ガス検知器（複合型のもの）	XA—4400Ⅱ—J	新コスモス電機株式会社	大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目5番4号

○国土交通省告示第六百四十号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇〇八三号	宮内　秀幸	福岡県	平成三十年四月十八日	関門水先区
第二〇〇〇八四号	池田　匡孝	東京都	平成三十年四月十八日	東京湾水先区

○国土交通省告示第六百四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件

(一)　変更年月日　平成三十年四月十六日

(二)　事務所の所在地の変更

変更前	北海道苫小牧市元中野町二丁目2番15号
変更後	北海道苫小牧市拓勇東町一丁目28番27号

○国土交通省告示第六百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件

苫小牧事務所の変更

(一)　事務所の所在地の変更

変更前	北海道苫小牧市元中野町二丁目2番15号
変更後	北海道苫小牧市拓勇東町一丁目28番27号

(二)　変更年月日　平成三十年四月十六日

○国土交通省告示第六百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成三十年五月二日

国土交通大臣　石井　啓一

変更前	鹿児島県鹿児島市新屋敷町9番1号
変更後	鹿児島県鹿児島市住吉町13番13号

(一)　変更年月日　平成三十年四月十六日

○国土交通省告示第六百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成三十年五月二日

国土交通大臣　石井　啓一

鹿児島第一事業所の変更

(一)　事務所の所在地の変更

変更前	鹿児島県鹿児島市新屋敷町9番1号
変更後	鹿児島県鹿児島市住吉町13番13号

(二)　変更年月日　平成三十年四月十六日